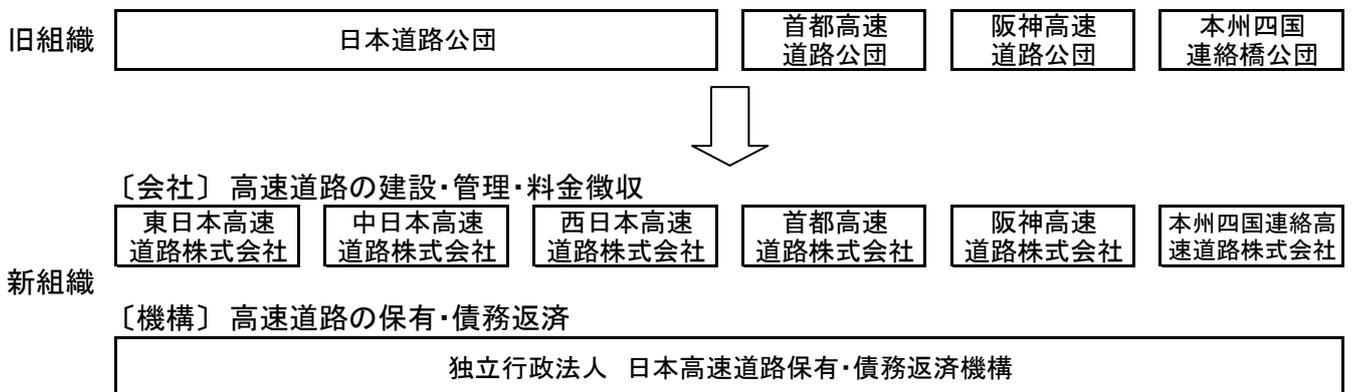
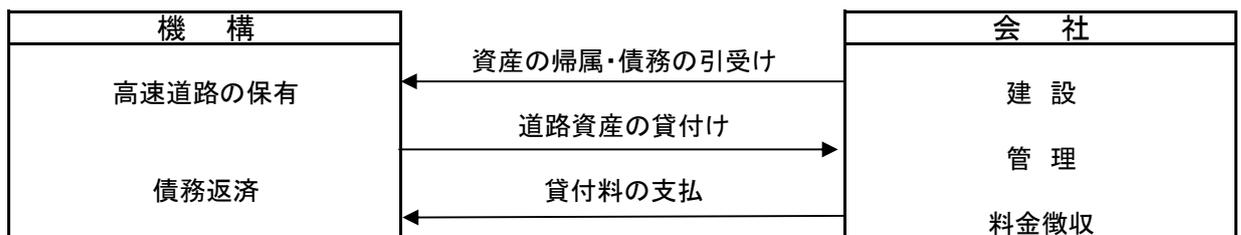


(別添1) 道路関係四公団民営化の枠組み

<民営化の概要>



<機構と会社による高速道路事業の実施スキーム>



<機構の業務の基本的枠組み>

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立。
- (2) 民営化から45年後までに、債務の返済を完了させ、解散。  
(高速道路は本来道路管理者に帰属し、無料開放)
- (3) 機構は、会社と全国路線網(高速自動車国道及びネットワーク型一般有料道路)、地域路線網(首都高速道路等)又は一の路線(バイパス型一般有料道路)ごとに「協定」を締結し、国土交通大臣の認可を受けて、貸付料、債務返済計画等を記載した「業務実施計画」を作成。
- (4) 会社が建設した道路資産は、原則として工事完了後に機構に帰属。同時に会社が建設のために負担した債務は、機構が引き受け。
- (5) 貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。  
(会社が徴収する料金の額は、貸付料及び会社の維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。)

(備考) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構ホームページ掲載資料より内閣府作成。